

1. 会合名	「顧客資産の分別管理に関する外部監査等のあり方検討ワーキング・グループ」(第1回) 議事要旨
2. 日時	平成26年7月29日(火)午後2時00分～午後3時05分
3. 議案	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本ワーキング・グループの設置の趣旨、検討すべきテーマについて</li> <li>2. 外部監査の種類と相違点及び日証協監査について <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 財務諸表監査と分別管理監査</li> <li>(2) 「法令遵守に関する検証業務」と「合意された手続業務」</li> <li>(3) 日証協監査</li> </ol> </li> <li>3. 分別管理監査について(日本公認会計士協会からのご説明)</li> </ol>
4. 主な内容	<p>議事に先立ち、事務局から本ワーキング・グループ(以下「本WG」という。)の委員の紹介が行われた。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <b>本WGの設置の趣旨、検討すべきテーマについて</b>  事務局から、本WG設置の趣旨、外部監査等に関する検討の経緯、外部監査のあり方等に関する諸会議等での意見及び本WGにおける今後の検討の進め方についての説明を行うとともに、「信頼性向上のための施策の推進ワーキング・グループ(以下「信頼性WG」という。)」報告書及び「自主規制規則の見直しに関する検討計画について」の紹介が行われた。</li> <li>2. <b>外部監査の種類と相違点及び日証協監査について</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 財務諸表監査と分別管理監査</li> <li>(2) 「法令遵守に関する検証業務」と「合意された手続業務」  事務局から、外部監査の種類と相違点、分別管理監査制度の経緯及び日証協監査・会計監査の役割分担等について説明が行われた。</li> <li>(3) 日証協監査  事務局から、協会の監査業務、廃業に伴い実施した特別監査の状況及び分別管理監査について説明が行われた。</li> </ol> </li> <li>3. <b>分別管理監査について(日本公認会計士協会から説明)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 分別管理監査には、分別管理の法令遵守に関する検証業務と合意された手続業務の2通りがあり、両業務の一番の違いは、保証業務であるか否かである。</li> <li>● 検証業務では、「会社が法令を遵守して顧客資産を分別管理していた」という主題に対して、監査法人等が経営者の主張の適正性に関する結論の報告を行うことにより、監査法人等の責任において主題に対する信頼性が付与される。一方、合意された手続業務はそもそも主題がなく、あくまでも分別管理の内部統制の有効性及び分別管理の法令遵守について、又は、そのいずれかについて、監査法人等が、証券会社、日証協及び監査法人等の三者間で合意された手続に</li> </ul> </li> </ol>

基づいて、その範囲内でのみ発見事項を報告するものであり、監査法人等の責任により「法令を遵守して顧客資産を分別管理していた」旨の信頼性が付与されることはない。

- 検証業務においては、監査法人等が、責任ある意見を表明する立場から、必要な手続き、証拠の入手及び評価をどこまでやらなければいけないのかを、主体的に判断して、手続きが進められるが、合意された手続業務は、監査法人等による保証業務ではないため、契約であらかじめ決められた手続きに従って進められ、監査法人等は、当該手続きの結果を報告するのみである。そもそも「合意された手続きが十分かどうか」の責任は、証券会社及び日証協にある。
- 日証協が当初、顧客資産の分別保管に関する外部チェックの制度を作った時に、全ての証券会社が参加できるように、コスト面等をいろいろと考えて、合意された手続業務を導入されたことは、素晴らしい工夫だと思っている。ただし、平成19年に、金商法において分別管理監査が「監査」として規定された以上、日本公認会計士協会としては、世間の人々が「合意された手続業務を行っている会社にも監査法人が保証している」という誤解を与えることのないよう、検証業務に一本化した方が良くはないかということ、一度提案させていただいたことがある。その時は、時期尚早とされたが、日本公認会計士協会としては、監査という言葉が使われているからには、保証業務であることが原則だと考えている。

## II. 意見交換

事務局説明後、検討課題や今後の検討の進め方等について、委員より、大要以下のような発言があった。

(以下、□は委員発言、■又は⇒は事務局発言)

- 金商法で監査と規定されていることについてどう考えるのかという観点と、投資家にとって、監査とはどのような意味を持っているのかという観点が重要である。制度制定時からの経緯等により、協会規則において「合意された手続業務」が認められているが、金商法上の監査という言葉の字義どおり考えた時に、制度制定当時からかなりの時間を経ている中で、何らかの対応が必要かどうかということが、今後の本WGに通有する共通の問題意識になるのではないかと。また、そこには当然、コストとベネフィットの関係がある。
- 「信頼性WG」報告書の結論が、総務委員会等で差し戻しとなった理由や経緯について、もう少し精査すれば、問題解決の糸口になるのではないかと。  
⇒ 総務委員会では、『監査を受けるよう勧告する』制度では、社名を公表するというペナルティとセットで考えたとしても、強制力が働かないのではないかと。あるいは『監査を受けなければならない』という制度にしなければ、実効性が確保できないのではないかと。という御意見があった。

□ ワーキングで検討して出した結果が、上部の会議体から差し戻しになるということは極めて異例なことであるが、そこには何らかの特殊な事情があるのではないか。

⇒ 諸会議における意見は先ほど説明したとおりであり、それ以外の特別な事情はない。

事務局としては、信頼性WGでまとめていただいた制度をできるだけ早く実現したいと考えていたが、一方で、諸会議において様々な御意見が出てきているので、あらためて議論をしたうえで、自主規制として信頼性を向上するために何がベストかということを整理させていただきたい。

□ 信頼性WGの報告書が差し戻しとなったことは、非常に残念に思っている。総務委員会等で「3分の1の会員が財務諸表監査を受けていないのは問題である」ということで差し戻しになったとも仄聞しているが、今回、分別監査にテーマが絞り込まれたということは、仄聞の内容もあながち的外れではなく、まさに「外部監査を受けていない会社があることは問題であるから、全社に外部監査を受けさせる方向で検討しよう。」ということを進めようとしているのではないかと懸念する。

□ 特殊な事情により差し戻しになったわけではないのであれば、協会の監査や証券取引等監視委員会の検査等で不備が指摘された会員に対して、しかるべき時期に強制していく制度ができれば、それで良いのではないか。

□ 信頼性向上の観点で言えば、投資者の信頼が実際に失われていることが前提にあるべきだが、今般の議論の発端となった事案については、そもそも投資者はあまり知らないのではないか。証券業界でも知らなかった人が多い。

一方、インサイダー取引の問題など、近年において投資者の信頼を失うような問題は、むしろ財務諸表監査を受けることが義務付けられている大きな会社で生じた問題が多い。

中小証券会社は、コンプライアンスにコストをかけるのがもったいなくて言っているのではない。逆に言えば、顧客からの信頼性を向上させるために、極力、必要のないコストはかけずに健全性を保ちたいということである。そういう意味でも、代替案を検討していくうえで、何らかの工夫をしていただくような案を考えていただきたい。

以 上

## 5. その他

※本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。

6. 本件に関する問い合わせ先	自主規制企画部（03-3667-8470）
-----------------	-----------------------